

ポスト〈帝国〉時代における理想主義の隘路：ウォルツァー・カルドー・ネグリ

大賀，哲

<https://hdl.handle.net/2324/1932632>

出版情報：情況. 8 (1), pp.164-177, 2007-01-20. 情況出版
バージョン：
権利関係：



ポスト〈帝国〉時代における理想主義の隘路

——ウォルツァー・カルドー・ネグリ

大賀 哲
Oga Toru

一 〈帝国〉から「帝国主義」への逆流——理想主義の再演

ハート・ネグリが「帝国主義」から〈帝国〉への転回を喝破したのが遙か昔のことに感じられるほどに、この数年で世界情勢は大きく変化してしまった。少なくとも九〇年代のある時期までは、経済的にはフォーディズムからポスト・フォーディズムへの再編成があり、政治的には冷戦構造の終焉から、自由民主主義に対する緩やかな合意の進行する世界が形成されていた。その意味で、ハート・ネグリの読み「領域的主権に根ざした「帝国主義」的権力構造からネットワーク型の〈帝国〉的権力の台頭」は見当外れのものではなかった。しかしながら、その後の世界では、九・一一からアメリカの対テロ戦争が始まり、破綻国家や民族浄化言説の中で「国際社会の正義」（通俗的な言い方をすれば人間の安全保障や人道的介入）が再構築されて来た。一方でブッシュ政権の対外政策や新保守主義に見られるような剥き出しの暴力、パワー・ポリティックスが巻き返し、他方では国際社会、コスモポリタニズム、ヒューマニズム、グローバルな正義といった素朴な理想主義が、様々な形で加工され、流用され、いまや〈帝国〉における権力／知の体制を支えている。

そして、これらの普遍言説の中に潜む暴力性と〈帝国〉秩序の再編成が互いに互いを増幅し合っている。

つまり、実際に進んでいることは「帝国主義」から〈帝国〉への位相転換ではなく、理想主義的言説群を苗床とした「帝国主義」それ自体の再編成である。〈帝国〉の権力体系は、再領域的権力（国家主権の権力）、超領域的権力（国際機構などの主権を越える権力）、脱領域的権力（領域的境界を「越」える、或いは領域という概念自体を「超」えるネットワーク権力）から構成される^①。この三権力のせめぎ合いとして〈帝国〉を捉え、このせめぎ合いが如何に変容しているのかを意識した場合に、〈帝国〉秩序の変容にある示唆が与えられる。つまり、実際に進行しているのは〈帝国〉の力の顕現たる脱領域的権力の伸長ではなく、逆説的に展開される再領域的権力と超領域的権力の再配置である。

換言すればハート・ネグリの〈帝国〉像においては、脱領域的権力に独特の地位が与えられネットワーク型権力が徐々に地表を覆っていく様が鮮明に描かれていた（それ故に彼らの議論は斬新だった）。しかし、今日の世界政治のリアリティはハート・ネグリの〈帝国〉像とは異なったシナリオで進行している。現在の〈帝国〉は、理想主義言説によつて息を吹き返した再領域的権力と超領域的

権力が中心に据えられ、それを脱領域的権力が補完するという構図である。近代的な境界線の政治学は弱まるどころか、再編成されている。つまり今日の世界は、脱領域的権力が再領域的権力・超領域的権力を統制する〈帝国〉的・帝国主義の世界から、再領域的権力・超領域的権力が脱領域的権力を統御する帝国主義的〈帝国〉の世界へと逆流しているのである。

この逆流を本稿では「ポスト・帝国」と呼ぶが、このポスト〈帝国〉の再編成を担っているのが、「グローバルな正義」に代表される理想主義的言説による「二分法の暴力」の復権である。代表的なものとしてマイケル・ウォルツァーの正戦論とメアリー・カルドーのコスモポリタニズムが挙げられよう。両者に共通する意識は、結局これらの「正義」を実践、管理するために領域的ないし超領域的な強制力が欠かせないという点である。

更にハート・ネグリ自身もまた、自らが批判して止まない〈帝国〉の理想主義的言説の中に包摂されていることは否めない。かつてハート・ネグリは、「領域的権力」や「帝国主義」に向けられているポストモダンリズムやポストコロニアリズムの刃が、〈帝国〉の新しい権力構造を後押しする武器に成り下がっていると非難した^②。しかし今日、まさに同じ非難が彼らにも当て嵌まる。ハート・ネグリの強調するグローバルな市民権構想は、再編成されるポスト〈帝国〉の権力体系に包摂され得る危うさがあり、結局のところ彼らの説くマルチチュードの理想主義はまさに〈帝国〉の形而上学——その生政治的権力とその再編成のロジック——を後押ししている（この点については後に詳述する）。

これら三つの理想主義は、それぞれの理想を具現化するために、ウォルツァーは領域的権力（正義論）に、カルドーは超領域的権力（コスモポリタニズム）に、そしてハート・ネグリは脱領域的権力

（マルチチュードとグローバル市民権）にそれぞれ尋常ならぬ期待を寄せている。しかしその意図とは裏腹に、結局は二分法の暴力——デリダが「光の暴力」と呼んだものに包摂されていることは疑う余地がない。「光の暴力」（*violence de la Lumière*）とは、あらゆる真理、道義、正義を基礎付ける語りの中に既に選択／排除の二分法の暴力が作動していることの謂いである。またデリダは、非暴力を追求する行為自体が暴力の構成要素と成り、暴力の構造へ包摂されてしまう過程を「暴力のエコノミー」と呼んだ^③。これらの理想主義やグローバルな正義の言説には、各々異なった形で「光の暴力」が作動している。

この理想主義の再演は何を意味しているのか。敢えて歴史的アナロジーを用いるならば、この構図は第一次大戦後の厭戦風土の中から台頭し、政治的リアリズムの猛襲を受けて国際政治の表舞台から退場していた戦間期理想主義が、「グローバル正義」という文脈で再び息を吹き返していると言いうこともできよう。戦間期理想主義が「戦争違法化のイデオロギー」を受けて、暴力を統制するための暴力を容認し、国際政治空間における暴力を克服するのではなく隠蔽するイデオロギーであったように、現代の理想主義もまた形を変えた暴力を招来してしまっている。これは戦間期理想主義と現代の理想主義が、「政治的なもの」の性質を捉え損ね、政治言説の道徳言説化という共通の誤謬を犯していることに起因している。結局のところ、理想主義の絶頂からは理想それ自体しか出てこないし、そういった理想主義言説は暴力を不可視化する。理想主義は、我々を暴力から解放してくれるわけではない。それどころか理想主義は我々を暴力のとりこにする——他のどんなものよりも盲目的で、最も罪悪感を不可視化した方法で。

無論、これら三つの理想主義（ウォルツァー、カルドー、ネグリ）

はそれぞれ全く異なった認識論から放たれているし、彼らの間に理論的類縁性を見出すことは困難である。しかし、その差異の大きさにも拘わらず、これらの理想主義は「二分法の暴力」という位相において驚くほどに一致しており、それは彼らの差異を強調することよりも遥かに重要である。

本稿では以下、ポスト〈帝国〉秩序における三つの理想主義——ウォルツァーの正戦論、カルドーのコスモポリタニズム、ネグリのマルチチュード——を照射し、それが〈帝国〉的権力にどのようなに包摂され、光の暴力を構成しているのかを考察し、その上でデリダとムフの議論に依拠しながら、そうした暴力に対峙する処方箋を検討していく。

二 ウォルツァーと正戦論

ウォルツァーの正戦論、カルドーのコスモポリタニズム、ネグリのマルチチュードは、それぞれの分析においては非常に博学で秀逸なものではあるが、それに続く展望、解決策の類は驚くほど楽観的（或いは呆れるほどに保守的）である。三者共に異なった文脈から暴力に抗する政治を形成しようと試みているが、結局は形を変えて〈帝国〉の暴力の構図に引きずり込まれている。

ウォルツァーは共同体論の立場から、かなり早い段階から正戦論を展開している。彼の「正戦と非正戦」⁽¹⁸⁾は今日では正戦論の古典となりつつあり、理論的供給が限られていた正戦論の分野で確固たる地位を確立している。更にウォルツァーは二〇〇二年の「何のために戦うのか」という宣言文にも名を連ね、現代アメリカの正戦論の理論的支柱となっている。

ウォルツァーの正戦論は、首尾一貫した二項対立によって貫かれ

争という「暴力」が戦闘員間の戦闘に限定されている。即ち戦場で如何に過酷で凄惨な戦闘が行われていても、それが正戦である限りは認められる、というある種の開き直りである。言うまでもなく、この二分法においては殺されてもいい人間（戦闘員）と殺されてはならない人間（非戦闘員）が残酷に線引きされている。

更に決定的なことに、ウォルツァーの正戦論には「究極の緊急事態（supreme emergency）」という例外規定がある。⁽¹⁹⁾簡単に言えば、ナチスのような非文明的で好戦的な勢力を前にして、自己の政治的共同体の存続が危機に瀕している場合には、通常は認められないような行為——例えば非戦闘員への無差別攻撃——も許容されるというものである。この観点からウォルツァーは第二次大戦中のドイツの都市への無差別爆撃を容認する。つまり、ナチスという「闇の暴力」を対抗するために正戦という「光の暴力」を正当化している。更にウォルツァーは倫理絶対主義と距離を取りながらも間接的に「究極の緊急事態」における軍事介入や予防攻撃を許容している。⁽²⁰⁾

こうしてウォルツァーの議論は、最終的にはアメリカの軍事介入を正当化する方向へと向かっていく。「正戦と非正戦」が再版される毎に書き加えられる序文は、このことを如実に物語っている。「第二版への序文」（一九九一年）では湾岸戦争を肯定し、「第三版への序文」（一九九九年）ではユーゴへの介入が容認されている。更に、「第四版への序文」（二〇〇六年）では、二〇〇三年のイラク戦争は不必要であったとしながらも、自由と民主主義のための体制

転換の必要性を主張している。そして予防戦争（preventive war）と予防攻撃（preventive force）を巧妙に区別し、通常正戦論において前者は許容され得ないが、後者が許容され得る可能性を示唆している。更には、封じ込め政策（containment）の重要性を示唆しながらも、好戦的な独裁政権から自由と民主主義を守るための体制

ている（正戦／非正戦、戦争／平和、戦闘員／非戦闘員など）。ウォルツァーはリアリズムと平和主義に容赦ない攻撃を加えながら自説を展開している。ウォルツァーによれば、リアリズムは、戦争に道徳的判断を持ち込むことを回避し、戦争に正戦も非正戦もなく全ての戦争は主権の行使であるという立場である。⁽²¹⁾また平和主義は戦争とはそもそも悪であり、正戦など存在しないという立場である。⁽²²⁾つまり、戦争を全てとするリアリストと、全て否とする平和主義という二項対立が既にここにあり、それを乗り越えるためにウォルツァーは戦争における道徳規範の確立を強調する。⁽²³⁾

ウォルツァーは正戦論の伝統に依拠しながら、二つの戦争法規を導き出す——如何なる時に正戦を行い得るかを規定する「開戦法規（*ius ad bellum*）」と、如何なる戦争の方法が正戦となり得るのかを規定する「交戦法規（*ius in bello*）」である。⁽²⁴⁾開戦法規については侵略への反撃が正戦として正当化され得る。なぜならば、政治的共同体はその領域的主権を守る権利を有しており、侵略された共同体は反撃しなければならない。⁽²⁵⁾またウォルツァーは先制攻撃や予防攻撃を排除しない。例えば、ある共同体が軍事的脅威に晒され、侵略を受けると予期される場合には、先制攻撃を加えることが正当化されている。⁽²⁶⁾更には人道的介入の必要性も認められている。⁽²⁷⁾ナチスの例を引きながら、ナチスのような対話が不可能な相手に対しては完全制圧して民主政権を樹立しなければならないと論じている。⁽²⁸⁾

交戦法規については非戦闘員を保護し、戦闘員のみを攻撃対象にする事を主張している。⁽²⁹⁾その論理は、元来すべての人間は攻撃対象から外されるべき権利を有しており、戦闘員だけがその権利を剥奪されているという解釈である。しかし、これは戦闘員／非戦闘員という境界線を引くことによって、戦争そのものの暴力性が巧妙に隠蔽されているに過ぎない。⁽³⁰⁾ウォルツァーの議論においては、戦

転換の重要性を強調している。つまり体制転換のための武力行使の可能性をほめかし、正戦後の体制転換は正当化され得るとの立場を擁護している。そして最終的には、イラク戦争それ自体は正戦とは成りえないが、その占領政策とイラク民主化は「戦争後の正義」と成り得るという主張である。換言すれば、ウォルツァーは明らかに正戦論それ自体から人道的介入の擁護へとシフトしている。その拡大された正戦論の中には、開戦法規と交戦法規に加えて「正戦後の正義（*ius post bellum*）」が付け加えられている。⁽³¹⁾更に様々な留保をつけながらも、多元主義的な世界政府の可能性をも論じている。⁽³²⁾

即ち、ウォルツァーは様々な留保や迂回路を取りながらも、結局は〈帝国〉における普遍的正義を後押しし、〈帝国〉における暴力の行使をことごとく追認してしまっているのである。それ故に、ウォルツァーの一貫した二分法のロジックは、結果的に〈帝国〉における普遍言説と親和性が高いものとなっている。このコンテクストで正戦論を捉えたならば、〈帝国〉が自由と民主主義を旗印としてその暴力を行使するとき、ウォルツァーの正戦論はそれを抑制するのではなく、結局はそれを後押しする規範資源に過ぎなくなってしまう。

三 カルドーのコスモポリタニズム

カルドーのコスモポリタニズムも別ルートではあるが、ウォルツァーの正戦論と同じ運命をたどっている。カルドーは「新戦争論」⁽³³⁾において独特の暴力論を展開した。その主旨はポスト主権時代の戦争（新しい戦争）を概念化し、既存の戦争概念、安全保障概念の陥穽を浮き彫りにすることにあった。カルドーは破綻国家におけ

る「暴力の私有化」に目を向け、民族主義の暴力と民族主義を媒介とした特殊な統治形態を照射する。彼女の指摘によれば、破綻国家（例えば旧ユーゴ）において個々の武装集団が割拠する傾向にあり、他の敵対武装集団との直接的な戦闘を避けながら、住民を政治的に支配している。彼女によれば、この武装集団の統治において民族主義的なレッテル貼りが横行しており、それがまさに組織的虐殺や民族浄化の元凶となっている。⁽³⁴⁾つまり「民族浄化」や「エスニック・アイデンティティ」が恐怖と憎悪を生み出す温床となっており、「新しい戦争」とは即ち、「異なるアイデンティティの人々や、異なる意見をもつ人々を排除することにより住民をコントロールすること」なのである。⁽³⁵⁾カルドールは、クラウゼヴィッツ型の国家間戦争のモデルは二十世紀の総力戦の時代に概ね瓦解し、そこに「新しい戦争」の萌芽が現れたと論じている。国民全体のエネルギーが動員されるが故に、公／私、軍人／市民、国内／国外、戦争／平和の区別が意味を成さなくなったというわけである。⁽³⁶⁾カルドールはボスニア・ヘルツェゴヴィナの事例を引きながら、この戦争の特徴は敵対勢力間の戦闘が非常に限定的で、「暴力の大部分は市民に対して向けられ」ていた点であると強調する。⁽³⁷⁾結局、古い戦争のパラダイムではこうした破綻国家の社会関係を捉えることができないというのが彼女の主張である。⁽³⁸⁾

このカルドールの主張は一見正當なもののように解されるが、今日のグローバルな暴力形態の多層化を視野に入れた場合に、彼女のはまり込んでいる陥穽が明らかになる。酒井隆史がいみじくも指摘するように、暴力の多層化とはメタポリティカル（政治上位的 metapolitical）な暴力とインフラポリティカル（政治下位的 intrapolitical）な暴力の二分化である。前者は正義・倫理・普遍等の政治の上位価値を設定して行使される暴力、後者は私利私欲の

している。例えばカルドールは「新しい戦争」時代の民族主義について次のように述べている。⁽³⁹⁾

排他的なアイデンティティに基づいて政治集団が組織される際には、輝かしい過去の再建、現実のものであれ想像上のものであれ自分たちが蒙った不正義の記憶、あるいは勝ったものであれ負けたものであれ、名だたる戦闘の追憶などに基づいたノスタルジックな運動となる傾向がある。こうした要素は、不安感、歴史上の敵に対する恐怖の再燃、あるいは異なるレッテルを持つ人々によって脅威にさらされているという意識を通じて、意味を持つようになる。⁽⁴⁰⁾

彼女の民族主義批判はおそらく正しい——偏狭な民族主義やアイデンティティ・ポリティックスが「恐怖と憎悪」の政治を再生産し続けていることに疑問の余地はない。しかし民族主義が剥き出しの暴力の温床になっていることが事実でも、だからといってそこにコスモポリタニズムを持つてきても何の解決にもならないであろう。それはせいぜい〈帝国〉の道徳的介入を正当化する語彙となるか、さもなければ何の意味もないか、そのどちらかである。こうした予期せざる転倒が起きてしまうのは、カルドールが「コスモポリタニズムか、自民族中心主義か」という誤った前提の上に議論を進めているからに他ならない。

四 ネグリとマルチチュード

以上のようにウォルツァーとカルドールの理想主義的言説は、実際のところ〈帝国〉的暴力の体系に飲み込まれているわけだが、同様のモメントがハート・ネグリにおいても認められる。まず彼らにと

ための民営化された暴力——非合法的経済活動・犯罪行為を保護・維持するための暴力、この種の暴力においてはもはや政治的正當性は必要ない。現在起きていることはこの相対する暴力の融合である——「テロとの戦い」というメタポリティカルな暴力が、エリートたちの利権の追及というインフラポリティカルな暴力と融合し、互いに互いを増幅し合っている。⁽⁴¹⁾その意味でカルドールの指摘はインフラポリティカルな暴力——私営化された剥き出しの暴力——の暴走を食い止めるところにその問題意識があったと言える。しかし、カルドールはここでインフラポリティカルな暴力を除去しようとするあまりに、形を変えた暴力の体系——メタポリティカルな暴力——を呼び覚まししている。

カルドールはコスモポリタニズムにかなり過大な期待を寄せ、民族主義の暴力をコスモポリタニズムによって克服しようとしている。カルドールにおいてコスモポリタニズムとは「地球規模で多様なアイデンティティが存在することを尊び、複数の相重なるアイデンティティを受け容れるとともに、むしろ肯定的なものと考え、そして同時にすべての人間存在の平等と、人類の尊厳を尊重するため主體的に取り組むこと」と定義されている。⁽⁴²⁾

その観点からすれば、カルドールにとって「新しい戦争」は、「民族浄化と大量虐殺の戦争以外の何物でもない」、それ故に「非介入」といったことなどはないのである。そして、従来の外交交渉は「戦闘当事者が表舞台に出る機会を増やし、犯罪者であるかもしれない人々にすら一種の公的正統性を与える」と非難している。⁽⁴³⁾しかし、ここにカルドール流の「光の暴力」が埋め込まれていることは疑い余地が無い。実際に彼女のコスモポリタン・モデルは「法の支配／暴力の支配」の対置の上で成立している。そしてその上で人道主義に基づいた「世界的な監視」レジームを提唱

って、〈帝国〉とは「単一の支配論理のもとに統合された一連の国家的かつ超国家的組織体」であり、〈帝国〉における戦争は「恒常秩序」、「支配の道具」である。それ故に、〈帝国〉の生政治的文脈に組み込まれた戦争、それが「世界内戦（global civil war）」である。クラウゼヴィッツを反転させて彼らは論ずる、「戦争とは他の手段による政治の継続」ではなく「政治こそが他の手段による戦争の遂行を構成している」。⁽⁴⁴⁾戦争の友／敵関係が日常の政治生活に埋め込まれ、全ての戦争は内戦化、汚い犯罪者を取り締まるような警察行動と化するのである。彼らは世界内戦について次のように論じている。

戦争は生・権力・体制、すなわち住民を管理するだけでなく、社会生活の全側面を生産・再生産することをもその目的とする支配形態となったのである。このような戦争は死をもたらすものであると同時に、逆説的ではあるが、生を生み出すものでなければならぬ。⁽⁴⁵⁾

ポストモダン時代における正義と悪という概念に頼ろうとすることは、中世の為政者が異教徒を殺害したり、魔女を火あぶりの刑に処すよう命じたりしたのと同類の、理性を欠いたプロパガンダか道徳的宗教的なごまかしにすぎない。⁽⁴⁶⁾

この論旨の背景は以下のようなものである。かつて主権国家間の武力行使は、主権国家の正当化された暴力として定位されてきた。しかしながら、国際法の実展・整備、及び人権言説の対等に伴い（たとえそれが主権国家内部であっても）暴力の行使は非正当化されつつある。（例えば人道的介入のように）暴力は正義や人道に基づかなければ、もはや正当化され得なくなってしまう。つまり、

暴力は法によってではなく普遍的諸価値（正義・道徳・自由等）によって正当化される。即ち暴力は、それが道徳や正義に基づいた時に正当化されるが、不道徳や不正義に基づいた時それは非正当化される⁽³³⁾。そしてこうした暴力を正当化するためには、誰もが忌み嫌うような「脅威」「排除」の対象が継続的に存在していなければならない。そして、〈敵〉は常に再生産される――「帝国」の暴力を正統化するためには、敵と無秩序の脅威とが恒常的に存在することが必要⁽³⁴⁾なのである。この構図においては、国際機関などの超国家的政治機構が法と正義といった枠組み――本質的な正義の諸価値（essential values of Justice）を構成し、人道や人権は「適切な法的枠組」としてではなく、「修辭的な装置」として生政治的に作動する⁽³⁵⁾。これが世界内戦における戦争の質的変化――「殺す」戦争から「生かす」戦争への契機となる。つまり、「かつての戦争が法的構造をとって統制されていたのに対し、今や戦争は自ら法的枠組みを構築し、それを社会に強いることによって統制するようになったのである」⁽³⁶⁾。

こうしたハート・ネグリの世界内戦についての分析は、〈帝国〉の普遍的正義の装いをした暴力を脱構築する上で有効な武器となり得るものであろう。しかしながら、ハート・ネグリの提起する解決策は、その壮大な世界内戦の分析とは比べ物にならないほど陳腐である。つまり世界内戦という権力に対する抵抗の優位⁽³⁷⁾を強調しながら、彼らの行き着く先は絶対的民主主義――全員による全員の支配である。絶対的民主主義の可能性を彼らは以下のように論じている。

この戦争に対抗する民主主義こそ「絶対的民主主義」にはほかならない。またこの民主的運動は、〈帝国〉の主権の権威と被従属者の

同意との結びつきを断ち切ろうとするマルチチュードの運動を伴うかぎりにおいて、「脱出」のプロセスとも呼ぶことができる（後略）⁽³⁸⁾。

そこにあるものは、権力／抵抗という対置と、その素朴な二項対立の優劣逆転でしかない。絶対的民主主義が世界内戦の権力と暴力への抵抗線を構成するという一種の楽観であり、こうした楽観論は彼らのプロジェクトの趣旨を台無しにしている。

更に付け加えれば、その才気に満ち溢れた洞察と深い学識からは俄かに想像し難いが、ハート・ネグリの提示する具体的な展望は恐ろしく保守的である。〈帝国〉の脱領域的権力とその生政治的な配置を批判した同じ口から出される彼らの結論が、普遍主義として形容され得る三つの権利――グローバル市民権、最低限の収入、教育・情報・コミュニケーションへのアクセス及び管理――であることは大きな皮肉である。仮にグローバル市民権がそれ自体として存在し得るのであれば、その権利は認められて然るべきであらう。しかし、それらの権利は結局、〈帝国〉的権力の包摂作用の一環に過ぎないのではないだろうか。

理想主義的な権利要求が、権力の包摂作用の中で不可視化され、暴力を克服するのではなくむしろ強化しているというのは、皮肉なことだが事実である。その最も端的な例は黒人の公民権運動であらう。この運動の結果、露骨な人種差別言説は我々の公共圏から姿を消した。しかし彼らに対する排除と抑圧は克服されたわけではなく、他の語彙に置換され隠蔽されているに過ぎない。「黒人」というコードは今日、「貧困」や「犯罪」という語彙に置換され、社会の暗部として超コード化されている。内部と外部という馴染みの排除モデルは後退したかに見えるが、その実態は「内なる外部」の創

出――こう言って良ければ「内部と外部」から「表と裏」への位相転換であり、黒人貧困層は公共圏に参入しながらも、その影の部分として封じ込められている。その意味でジジェクの指摘――現代批評では「労働者」が「移民」という言説に置換され、そして「労働者」搾取という階級の問題系は、人種差別、不寛容といった多文化主義の問題系に移し変えられる――はある意味で正しい⁽³⁹⁾。要するに、かつて社会の異端者たちに向けられていた暴力や排除の刃が、「犯罪」や「貧困」という語に置き換えられ、ずらされているのである（勿論、だからといって階級対立を前面に押し出すと、今度は人種対立の問題系が不可視化されるので、それは「ずらしの優劣逆転」ではない）。

同様のことがポスト・フォードイズムにおける「労働」についても言い得る。現代社会では、炭鉱や工場で重労働の末に死ぬこともなければ、気の遠くなるような長時間にわたって不毛な労働を強いられることもない。現代の企業経営は、よりフレキシブルに労働者の自由裁量を認め、自発性を促すように組織されている。しかし、このことは資本主義的搾取が存在しないということを意味するわけではない。それはフレキシブルな支配原理の転換によって、労働の搾取が不可視化されているに過ぎない。それを最も端的に示しているのが、品質管理（Quality Control）と顧客満足（Customer Satisfaction）のイデオロギー――商品のクオリティが顧客満足度によって定義される――である。「消費者からのフィードバック」という制度言説は、経営者からの（つまり上からの）指令という事態を隠蔽し、経営者と労働者の境界を取り払い、労働者の（生）を全面的に生産に投入する事を要求する――即ち「企業文化」というアイデンティティを容易く捏造し、それは労働する事自体が社会関係を規律・構成するように仕向けられている⁽⁴⁰⁾。

五 光の暴力と「暴力のエコノミー」

本題に立ち返れば、ハート・ネグリの絶対民主主義の議論は〈帝国〉の理想主義に包摂され易い位置にあると言えよう。グローバル市民権を求める運動は、おそらくマルチチュード（と、そう彼らが呼ぶ社会的弱者）を〈帝国〉の生権力の抑圧から解放するのではなく、マルチチュードそのものを不可視化し、抑圧された主体を隠蔽するだけであらう。それは、「公民権」という言葉が人種差別を隠蔽し、「顧客満足」という言葉が労使間の搾取の関係を隠蔽しているのと同じ構図である。つまり、これらの形を変えた普遍主義（正戦論、コスモポリタニズム、グローバル市民権）は早い話が延命治療であり、せいぜい〈帝国〉の暴力が破滅的、壊滅的にならないように名ばかりの正義や権利を主張することしかできない。

ではこうした〈帝国〉の光の暴力に対してどのような対抗策があるのだろうか。以下ではデリダとムフの議論に依拠しながら、その処方箋を模索する。デリダは、言語それ自体の中に埋め込まれている差異化の論理（言語とは何かを選択して他の何かを排除することである）に着目し、「原暴力」を示唆しながら、他者との関係が始まった時点から暴力は作動していると論じる。デリダに拠れば、純粹非暴力は不可能である――それが言語である以上、「汝、殺すなかれ」という平和的発話でさえも選択／排除という次元が伴っている。それ故に、平和主義が好戦主義との「最上の結託」であったことは偶然ではない。このことに対する解は「脱構築は正義」という名高い言葉の中に込められている。即ち、「自らのうちに戦いを認め、これを実践することによって際限なく正義のほうへ向かうほかはない」⁽⁴¹⁾。

勿論、これは言語の暴力性を脱構築する行為が直ちに正義を意味するということではない。脱構築もそれが言語によって為される以上、選択／排除というジレンマを免れ得ないからである。クリッチェリとラクハウの注釈を援用するならば、脱構築が正義に適う瞬間とは、決定不可能性を受け入れて「自分の認識能力を超えた何かである特定の他者に対する無限の責任を認める」モメントである⁽⁴⁷⁾。このことから、自らの言説の内奥に潜む暴力性を認め、それを自覚することによって他者を肯定するという視座が与えられる。

暴力は事実上、消去不可能であることを認めると、規則とか慣習とか権力の安定などをもつことがつまり政治の契機が必要になります。(中略) こういう混沌や不安定性は根本的であり、根底をなすものであつて消去不可能であり、当然にもそれに對してわれわれが法律、規則、慣習、政治や当座のヘゲモニーによつて戦う最悪のものであると同時に、それは一つのチャンス、変革して安定性を揺るがすチャンスでもあります。連続的な安定性があれば政治は不必要であり、安定性が当然のものでなく、本質的、実質的なものでない場合にはじめて政治が存在し、倫理が可能になるのであります。混沌は一つの危険であるとともに一つのチャンスなのであります。ここで可能なものと不可能なものとが相交わるのです⁽⁴⁸⁾。

では我々は「暴力」に対してどのように向き合つていけば良いのか。これは簡単に答えの出せる問いではないが、少なくとも、暴力を根絶やしにする、というのは解に成り得ない――暴力を取り除こうとする衝動自体が一つの暴力なのだから、そんなことは空想に過ぎない。目指すべき方向性は、まさに暴力の暴力性を自覚し、暴力の

成的外部の概念化、そしてどのような条件で敵対者が対抗者と成り得るのか、といった問題群に対しては確たる回答が用意されてはいない⁽⁴⁹⁾。

いまひとつの陥穽は、ムフの議論が自由主義と民主主義という内的な対抗関係を重視するあまりに、そのヘゲモニー闘争や対抗関係から抜け落ちていく異質な他者――例えばイスラム原理主義――を排除する可能性を含意しているという点である。ムフの議論においては、自由主義と民主主義の調停不可能な対抗関係からの「来たるべき民主主義」がクローズアップされており、デモス内部の対抗関係の強調から、デモス外部への暴力を隠蔽してしまう危険性が潜んでいる⁽⁵⁰⁾。更に言えば、敵対者から対抗者へのモードの転換を促し、我々／彼らというヘゲモニー闘争を規定するムフのまなざしの内奥にまさに形を変えた排除――ヘゲモニー闘争から抜け落ちていく主体の問題とその排除への黙認――がないだろうか、という疑問である。この点について、ジジエクは次のように論じている。

ラクハウとムフのヘゲモニー論では、明らかに民主主義へと向かう政治闘争が特権的な扱いをうけている。彼らは、近代政治史の決定的な瞬間とは「民主主義の発明」であり、他のあらゆる闘争は、最終的には民主主義発明の原理を他の領域――人種（他の人種も平等であるべきではないのか？）、性、宗教、経済――などに「応用」したものだ、というクロード・ルフォールの理論を受け入れているのだ⁽⁵¹⁾。

換言すれば、友／敵の敵対関係を我々／彼らの対抗関係へとずらしていくこと――このこと自体はシュミットを受け継ぎながら、乗り越えていくという彼女のプロジェクトにとって決定的に重要なモメ

除去ではなくその最小化にある――暴力のないユートピアへの扉を開けることではなく、今ある社会の暴力性を自覚することである。つまり「排除なき合意」や「境界線なき政治」といったあり得ない理想郷を夢見るのではなく、現存する暴力に目を凝らしその暴力性を除去しようとするのではなく、抑制する処方箋を練り上げることである。

六 ラディカル・デモクラシー ―「話すこと」から「聴くこと」へ―

暴力を除去するのではなく最小化・抑制するための処方箋として想定され得るべき解の一つは、おそらくラディカル・デモクラシーの議論の中に求められる。ラディカル・デモクラシーにおけるムフの視座は、政治的なもの――政治空間における対立の契機――の抗争性を認め、敵対関係から対抗関係への位相転換を促す点にその特徴がある⁽⁵²⁾。即ち自らの言説の持つ暴力性を自覚しつつ、他者を敵対関係で捉えていくのではなく、対話可能な対抗関係で捉えていくこと――即ち友／敵から我々／彼らへの転換――である。

但し、この議論にも幾つかの陥穽が待ち構えている。「政治的なもの」の対立の契機を認め、他者への認識を敵対者から対抗者へと移行させていくこと望ましいとしても、それは単なる理想論であり「他者を対抗者として捉えるべきである」という事は言えても、それを具現化する方法は未回答のまま残されてしまう。ムフ自身は、他者を対抗者として捉える為の具体的な処方箋についてはほぼ沈黙しているし、このことは「他者とは誰か」、「他者を決める基準はどこにあるのか」という疑問に直面する⁽⁵³⁾。これはムフ自身の概念操作の詰めの甘さに原因があるが、対抗者と敵対者の差異、他者や構

造である――が、実は暗黙の民主主義的な「調和」、ムフ自身が忌避する「政治的なもの」の忘却という契機を密輸してしまう可能性が潜んでいる。つまり、ムフもまた「差異のダイナミズム」多様な主体間を揺れ動くアイデンティティをラディカル・デモクラシーのゲームにおけるルールとして刻み込んでしまっている。その場合に、ラディカル・デモクラシーにはまり込まない主体、即ち自らの一元的で固定化されたアイデンティティを信じて疑わない主体――例えばイスラム原理主義や自民族中心主義の信奉者――は、あらかじめこの領域からは排除されてしまう。このことはムフの議論が専ら、社会が如何に個々の主体間の差異を節合していくのかという点に重点が置かれ、逆に個々の主体が如何にして社会へと節合されていくのか等閑にされていることから生じる⁽⁵⁴⁾。

言うまでもなく、この種の排除は根源的であり、完全に除去し得ないものである。しかし、完全には除去し得ないが、我々はこの種の排除を少なくとも、抑制したり、最小化したりしなくてはならない。言い換えれば、この地平において我々はムフの為し得なかったことをしなければならぬ。この大きすぎる問題に完全な模範解答を用意することはできないが、そのひとつの可能性は、「話すこと」のデモクラシーから「聴くこと」のデモクラシーへの転回であろう⁽⁵⁵⁾。従来の民主主義の概念（例えば熟議民主主義）では「話す」という行為に焦点が置かれていた。即ち、熟議民主主義が要請する「市民」とは、熟議の場たる市民社会に積極的に参加し、熟議を通じて自らの意見やアイデンティティを批判的に変容させていく存在である。その為、従来の民主主義論は、熟議という概念を受け入れない人々や熟議する能力・意思に欠ける人々を、対話不可能な他者として排除する構図に陥りがちであった。

それ故に自らの暴力性を自覚しつつ、他者への排除に敏感さを保

しながら、声なき声を汲み取っていくという「聴く」ことが求められよう。言い換えれば、他者の声に耳を傾けつつも、自己／他者の境界線それ自体をつねに問い直していくような姿勢が求められる。それは内部と外部の境界線を放棄することではなく、境界線の持つ暴力性を自覚しつつ、その境界線そのものを「主体の形成（決定）と脱形成（非決定）の往環運動」として捉える、或いは「非決定のまま据え置く」という視座である⁽⁹⁾。勿論、この場合も「非決定のまま据え置けない」人々はどうするのか、という疑問が沸いてくる。しかし、こうした「聴くこと」と「境界線の非決定」の視座を留意することにより、「光の暴力」の誘惑に抗いながら、暴力と向き合っていく土台が築けるのではないだろうか。

結び

本稿ではポスト〈帝国〉における帝国主義への逆流を指摘し、その中で逆説的に進行する理想主義の復権とその隘路を検証した。ウォルツァー、カルドー、ネグリの理想主義は一貫した二分法に貫かれている―正戦／非正戦、コスモポリタニズム／暴力の私営化、マルチチュード／〈帝国〉等。これらの二分法は「闇の暴力」を除去しようとするあまりに、「光の暴力」を再導入し、結果〈帝国〉の普遍主義の暴力の体系へと包摂されてしまっている。

本稿ではデリダとムフの議論に依拠しながら、こうした暴力に對しての処方箋を考察した。こうした排除は根源的であり、この種の暴力を除去しようとする衝動は形を変えた別の暴力へと帰結してしまふ。そこで本稿では、この種の暴力を除去するのではなく最小化するための可能性を「話すことのデモクラシー」から「聴くことのデモクラシー」の転回という視点で再検討を試みた。この試論は無

論、完全な解にはなり得ないし、完全な解を模索することは「排除なき合意」や「境界線なき政治」を模索するのと同様に、暴力や排除を克服するのではなく隠蔽する方向へと作用してしまう。即ち、本稿における試みは現段階では単なる思考実験に過ぎないが、ポスト〈帝国〉時代における暴力を批判的に考察する上でこの視座を継続的に練り上げていく必要がある。それは、不可視化の誘惑に駆られてしまいうような他者―宗教原理主義者や民族原理主義者―を対話可能な相手として捉え、実際に対話していくことができるのか、という答えのない問いを繰り返していくことであろう。

註

(1) 例えば土佐弘之『安全保障という逆説』、青土社、二〇〇三年、三四六―三四七頁を参照。

(2) Michael Hardt and Antonio Negri, *Empire*, Harvard U.P., 2000, p.142. (=水嶋「憲他訳『帝国』」以文社、二〇〇三年、一八九―一九〇頁)

(3) Jacques Derrida, "Violence et Métaphysique" in *L'écriture et la différence*, Editions du Seuil, 1967, p. 125-137, 172. (=若桑毅訳『エクリチュールと差異(上)』、法政大学出版、一九七七年、一六三―一七八頁、二二五―六頁)

(4) シャンタル・ムフは現代の理想主義の特質を「政治的なもの」の否認と捉え、コスモポリタニズム、熟議民主主義、グローバル・ガヴァナンス、トランスナショナル市民社会、絶対民主主義等の一連の理想主義言説を、ポスト政治思想と呼んでいる。Chantal Mouffe, *On the Political*, Routledge, 2005, p.17.

(5) Michael Walzer, *Just and Unjust Wars*, Basic Books, 1977=1991=2000=2006

(6) What We're Fighting For: A Letter from America, Institute for American Values, Feb. 2002. <http://www.americanvalues.org/html/wff.html> (最終

アクセス日二〇〇六年二月一九日)

(7) 例えば、杉田敦は同宣言文においてウォルツァーは単なる一署名者ではなく、理論的な支柱をなす役割を果していたことは明らかであると述べている。杉田敦『境界線の政治学』、岩波書店、二〇〇五年、一四一頁。

(8) Walzer, *op.cit.*, p.46.

(9) Ibid, p.329.

(10) ウォルツァーのリアリズム／平和主義の対置はかなり乱暴で恣意的な二分法であり、特にリアリズムの学知伝統については分析が相当荒い。Just and Unjust Wars, p.46. 44-45 Michael Walzer, *Arguing about War*, Yale U.P., 2004, p.ix, 5-6を参照。

(11) Just and Unjust Wars, p.21.

(12) Ibid, p.51, 73

(13) Ibid, p.85.

(14) Ibid, p.107.

(15) Ibid, p.113.

(16) Ibid, p.144.

(17) 杉田「前掲書」一五六―七頁

(18) Just and Unjust Wars, p.251-268.

(19) Arguing about War, p.33-50.

(20) Ibid, p.163.

(21) Ibid, p.xiii.

(22) Ibid, p.182-189.

(23) Mary Kaldor, *New and Old Wars: Organised Violence in a Global Era*, Polity Press, 1999 (=山本武彦・渡部正樹訳『新戦争論』、岩波書店、二〇〇三年)

(24) Ibid, Ch.5: The Globalized War Economy 参照 訳書第五章「グローバル化した戦争経済」

(25) Ibid, p.8. 訳書一一頁

(26) Ibid, Ch.2: Old Wars. 訳書第二章「旧い戦争」

(27) Ibid, p.51. 訳書八一頁

(28) Ibid, p.111. 訳書一八二頁

(29) 酒井隆史「暴力の哲学」、河出書房新社、二〇〇四年、三二―六頁

(30) Kaldor, *op.cit.*, p. 87-88. 訳書一四四頁

(31) Ibid, p.117-119. 訳書一九五―七頁

(32) Ibid, p.148. 訳書二四五頁

(33) Ibid, p.78. 訳書一一九頁

(34) Empire, *op.cit.*, p.xii 訳書四頁

(35) Michael Hardt and Antonio Negri, *Multitude*, Penguin Press, 2004, p.12-15. (=幾島幸子訳『マルチチュード(上)』、NHKブックス、二〇〇五年、四四―八頁)

(36) Ibid, p.13. 四五頁、傍点筆者

(37) Ibid, p.16. 訳書五〇頁

(38) Ibid, p.27. 訳書六六頁

(39) Ibid, p.30. 訳書七一頁

(40) Empire, p.17-21. 訳書三三―三八頁

(41) Multitude, p.22. 訳書五九頁

(42) Ibid, p.64. 訳書一一三頁

(43) Ibid, p.90-91. 訳書一六一頁

(44) Slavoj Žižek, "Class Struggle or Postmodernism? Yes, Please!", in J. Butler, E. Laclau, and S. Žižek, *Contingency, Hegemony, Universality*, Verso, 2000, p. 130. (=竹村和子・村山敏勝訳『偶発性・ヘゲモニー・普遍性』、青土社、二〇〇一年、一七三頁)。強調原文。

(45) 渋谷望『魂の労働』、青土社、二〇〇三年、三三―四〇頁、Benjamin Coriat, *Panser - J'envers*, Christian Bourgois Editeur, 1991 (=花田昌直・

齊藤悦則訳「逆転の思想―日本企業の労働と組織」、藤原書店、一九九二年。Linda Fuller and Vicki Smith, "Consumer's report: management by customers in a changing economy" in Cameron Lynne Macdonald and Carmen Sirianni (ed.) Working in the Service Society, Temple U.P., 1996.

Janet Newton and John Clark, "Going about out business? The managerialization of public services" in John Clarke, Allan Cochrane and Eugene McLaughlin (ed.) Managing Social Policy, Sage, 1994.

(46) Derrida, op.cit., P. 172. 訳書 115頁。

(47) Simon Critchley, "Deconstruction and Pragmatism: Is Derrida a Private ironist or a Public liberal?", p.35, Ernesto Laclau, "Deconstruction, Pragmatism, Hegemony", p.58, in Chantal Mouffe (ed.) Deconstruction and Pragmatism, Routledge, 1996 (=青木隆嘉訳「脱構築とプラグマティズム」法政大学出版局、2002年、六七―六八頁、一一三頁)

(48) Jacques Derrida, "Remarks on Deconstruction and Pragmatism" in Mouffe, op.cit., P.83-84. 訳書一六頁

(49) Chantal Mouffe, "Schnitt's challenge" in Chantal Mouffe (ed.) The Challenge of Carl Schmitt, Verso, 1999, p.4. (=古賀敬太他訳「カール・シュミットの挑戦」、風行社、二〇〇六年、六頁) Chantal Mouffe, The Return of the Political, Verso, 1993, p.48. (=千葉真訳「政治的なもの」再興、日本経済評論社、一九九八年、七―一六頁)

(50) 杉田、前掲書、一〇九頁

(51) Jacob Torfing, New Theories of Discourse, Blackwell, 1999, p. 131, 箭内任「政治言説における『他者』―シヤンタル・ムフの『構成的外部』の位置づけを巡って」『政治思想研究』第三号、二〇〇三年、一六五―一六六頁。

(52) 杉田敦「権力の系譜学」、岩波書店、一九九八年、一六四頁、同著者「権力」、岩波書店、二〇〇〇年、一〇〇―一〇一頁

(53) 類似の指摘としては早川誠「政治の隘路」、創文社、二〇〇一年、一七八―

一七九頁。ラクラウはこの敵対関係の二重性について明示的な回答を行っているわけではないが、彼自身は「敵対関係」から「対抗関係」への読み替えを避け、社会的な敵対性が、平和的なものでも、暴力的なものでもあり得ることを示している。これはヘゲモニーの節合がある種の暴力の隠蔽に向かつて「モメント」を警鐘するものであろう。Ernesto Laclau and Lilian Zac, "Minding the Gap: the subject of politics" in E. Laclau (ed.) The making of Political Identities, Verso, 1994, p. 37.

(54) Slavoj Žižek, "Class Struggle or Postmodernism? Yes, Please!", in J. Butler, E. Laclau, and S. Žižek, Contingency, Hegemony, Universality, Verso, 2000, p. 98. (=竹村和子、村山敏勝訳「偶発性・ヘゲモニー・普遍性」、青土社、二〇〇二年、一三三頁、強調原文。ジジエクは直接言及していないが、想定されているのはルフォールの民主主義革命の議論であろう。即ち、民主主義革命によって権力が空虚な空間となり、異議申し立ての終わりなき過程が開始される。そして、「民主主義は、拘束され得ず統制もされ得ないような社会の経験を開始する。そこでは人々は、主権者だと宣言されるが、そのアイデンティティは確定的には与えられず、潜在的なままに留まろう」。Claude Lefort, L'invention d'un autre, Fayard, 1981, p. 173を参照。ジジエクは「このあらゆる闘争が民主主義革命へと還元されてしまうモメントに異議を唱えている」。

(55) 田中智彦「ラディカル・デモクラシーの政治思想―シヤンタル・ムフにおける自由・差異・ヘゲモニー」千葉真・佐藤正志・飯島昇蔵編「政治と倫理のあいだ」、昭和堂、二〇〇一年、二四―二五九頁

(56) 「話すこと」に対する「聴くこと」の重要性については五野井郁夫「境界線を越えるデモクラシーとその先に見えるもの」『創文』No. 472、二〇〇五年一月・二月号、六〇頁。

(57) 山崎望「民主主義―来たるべきもの」有賀誠・伊藤恭彦・松井 暁編「現代規範理論入門」、ナカニシヤ出版、二〇〇四年、一七七頁、同著者「再配置

されるシティズンシップ―政治共同体の変容」『思想』No.974、二〇〇五年六月、九九頁。

聚珍録

「現実の文字はある書体、書風の様式を纏い、具体的なすがたをとって私たちの目の前にあり、表現様式の選択はその表現が行なわれた「場」、すなわちどんな内容の印刷物でどのように製版・印刷されているかといった事柄と連動しているはずである。抽象的な字体観念を支える諸条件が、はかならぬ「文字文化の多様な可能性」であることれば、文字を一字一字切り出して整理・羅列しても意味をなさないのかもしれない。版面をそのまま図版として示すという選択の意図はここにあるのだと思う。そんな具合だから、本書の内容は印刷文字に限らず、洋学、新聞、教科書、キリスト教、国語国字問題等、近代以降の日本人が営んできた言語生活のあらゆる局面にリンクするものになっている。」(鈴木広光・奈良女子大学助教授)

図説Ⅱ近代日本(文字・印刷)文化史●府川充男撰

全三篇 分賣不可●第一篇 字體／第二篇 書體／第三篇 假名

空前の規模で集成された頁面・組版・印刷文字の資料集。慶長期の写本から最新のデジタル・フロントまでを渉猟し、時には紀元前の金石文や祭器を参照する。膨大な資料空間を往還しながら綴り出された本邦近代(文字・印刷)文化史。

人名組織名索引、書名記事名索引一万件弱。

起稿以来二十年、府川印刷史の集大成にして畢生のライフワーク!!
B5判二三三六頁十附録(全五二丁) 本体四五〇〇〇円

発行Ⅱ三省堂

一〇一・八三七一 東京都千代田区三崎町二・二二一・一四
電話〇三・三三三〇・九四一 一編 〇三・三三三〇・九四一 (営業)
URL: <http://www.sanshodo.co.jp/>